

令和3年度第一回大町町地域公共交通会議 次第

日時 令和3年5月19日(水)14時～
場所 大町町総合福祉保健センター
2階 大広間

1 開 会

2 挨拶

3 委員紹介

4 大町町地域公共交通会議の位置づけについて
(別添参考資料1・2・3・4・5)

5 議案

第1号議案 役員の選任について

(1) 副会長の選任について(別添参考資料2)

大町町地域公共交通会議設置要綱第6条第4項

(2) 監査委員の選任について(別添参考資料2)

大町町地域公共交通会議設置要綱第12条第2項

(3) 議事録確認者の選任について(別紙参考資料3)

大町町地域公共交通会議運営規程第4条第2項

(裏面あり)

第2号議案 令和3年度大町町地域公共交通会議事業計画（案）及び
予算（案）の承認について（別添資料1）

6 報告

コミュニティバス（まちバス）実証運行利用状況報告について
（別添資料2）

大町町地域公共交通計画策定方針（案）について
（別添資料3）

7 閉会

大町町地域公共交通会議（法定協議会）委員

番号	所属	役職等	氏名	備考
1	佐賀県バス・タクシー協会	専務理事	江上 康男	公共交通事業者等（旅客自動車運送団体）
2	祐徳バス株式会社	乗合バス部長	山口 守	公共交通事業者等（一般乗合旅客自動車運送会社）
3	大町観光タクシー	代表取締役	山口 輝二郎	公共交通事業者等（一般乗用旅客自動車運送会社）
4	大町町区長会	代表	江頭 賢治	住民代表
5	大町町老友クラブ連合会	会長	堅固 敷	住民代表
6	大町町婦人会	会長	武村 妃呂子	住民代表
7	大町町民生・児童委員協議会	会長	高尾 俊夫	住民代表
8	大町町ひじり学園PTA	会長	松永 太	その他の当該地方公共団体が必要と認める者
9	大町町商工会	会長	藤瀬 正男	その他の当該地方公共団体が必要と認める者
10	大町町議会	議員	諸石 重信	その他の当該地方公共団体が必要と認める者
11	大町町議会	議員	山下 淳也	その他の当該地方公共団体が必要と認める者
12	九州運輸局佐賀運輸支局	首席運輸企画専門官	津留 崇明	国
13	九州運輸局佐賀運輸支局	首席運輸企画専門官	松原 陽介	国
14	佐賀国道事務所	計画課長	岩熊 真一	国（道路管理者）
15	佐賀県さが創生推進課	副課長	江口 里司	県
16	杵藤土木事務所	管理課管理第二担当係長	西 博人	県（道路管理者）
17	白石警察署	交通課長	金崎 春海	公安委員会（地域警察の代表者）
18	大町町	副町長	三角 治	町
19	大町町	農林建設課長	高田 匡樹	町（道路管理者）
20	大町町	福祉課長	宮崎 貴浩	町（福祉）
21	大町町	教育委員会事務局長	藤瀬 善徳	町（教育）

事務局

企画政策課 古賀 壯、大渡 義弘、大島与志行、中島 隆貴

別添参考資料 1

大町町地域公共交通会議の位置づけについて

年度	令和2年度	令和3年度
会議の位置づけ	交通会議	法定協議会及び交通会議
根拠法令	道路交通法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路交通法 《設置要綱（別添参考資料2）》
対象交通モード	バス・タクシー	多様な交通モード
会議参加 応諾義務	なし	あり 《運営規程（別添参考資料3）》
地域公共交通 計画作成	任意（補助金なし）	補助金の交付を受ける場合は必須
事業実施における 補助金受領	行えない （協議組織）	行える （協議+実施組織） 《財務規程（別添参考資料4） 事務局規程（別添参考資料5）》
メリット	この会議で合意された場合 ・経路の設定 （路線の新規・変更） ・運賃設定 等 上記手続きを簡略化・弾力化することが可能となる。	国からの支援が受けることができる。 《国からの補助は、町や交通事業者に対してではなく、この協議会に対して行われる（※）》

交通会議と法定協議会が協議していくテーマは、大半は共通する内容となります。

（裏面あり）

◎補助金《地域内フィーダー系統補助》

コミュニティバス（まちバス）の運行への補助（赤字補てん）事業

(1) 補助対象事業者

交通事業者又は法定協議会

(2) 補助対象経費

経常費用から経常収益を差し引いた額

経常費用	補助対象 経費	経常費用 (事業者のキロ当たり経常費用 ×実車走行キロの実績)
	経常 収益	経常収益 (運行収入)

(3) 補助率 1/2 以内

(4) 参考 本町と多久市の運行状況について

本町の実績 令和3年4月分

多久市の実績 令和2年4月分～令和3年3月分（佐賀新聞掲載4月28日資料）

(単位：円)

市町名	事業名	運行経費 (経常費用)	運行収入 (経常収益)	市町負担金と 国庫補助金 (補助対象経費)
大町町	コミュニティバス (まちバス)	536,610	48,400	488,210
多久市	コミュニティバス (ふれあいバス)	26,960,000	3,578,000	23,382,000

別添参考資料 2

○大町町地域公共交通会議設置要綱

(令和2年4月1日規程第25号)

改正 令和3年3月26日規程第10号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づき、地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通企画(以下「交通計画」という。)の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、大町町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地(大町町役場内)に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 交通計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (5) 自家用有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委員に委嘱する。

- (1) 副町長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 住民を代表する者
- (5) 国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局長又はその指名する者
- (6) 佐賀県交通部局の関係職員
- (7) 道路管理者の関係職員
- (8) 佐賀県警察の関係職員
- (9) 学識経験者その他交通会議の協議に必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、副町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 交通会議の会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

5 会長は、交通会議の会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 前各号に定めるもののほか、交通会議の会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ、交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長及び事務局員は、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 交通会議の運営に要する費用は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第12条 交通会議に、監査委員を2人置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が選任する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14条 交通会議が解散したときは、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、当該解散の日に会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(会議招集の特例)

2 第7条第1項の規定に関わらず、最初の交通会議は大町町長が招集する。

附 則(令和3年3月26日規程第10号)

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別添参考資料 3

○大町町地域公共交通会議運営規程

(令和3年3月31日規程第12号)

(趣旨)

第1条 この規程は、大町町地域公共交通会議設置要綱(以下「要綱」という。)第7条第6項の規定に基づき、大町町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

2 前項に規定する公開に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り決するものとする。

(代理出席)

第3条 要綱第4条第2号から第3号及び第5号から第8号に定める委員が、やむを得ず欠席する場合は、その所属する団体の代理の者が出席し、議決権を行使することができる。

(会議録の作成)

第4条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員等の所属、職及び氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 会議録は、会長が指名する議事録確認者が確認した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第5条 会議録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、要綱第7条第4項ただし書の規定により、非公開とされた部分については、これを公開しないことができる。

(傍聴)

第6条 傍聴を希望する者は、要綱第7条第4項のただし書きの規定により交通会議が非公開とされた場合を除き、交通会議を傍聴することができる。

2 交通会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別添参考資料4

○大町町地域公共交通会議財務規程

(令和3年3月31日規程第11号)

(趣旨)

第1条 この規程は、大町町地域公共交通会議設置要綱(以下「要綱」という。)第13条の規定に基づき、大町町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第2条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算)

第3条 交通会議の予算は、国からの補助金、大町町からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を編成し、年度開始前に交通会議に諮り、その承認を得るものとする。

3 会長は、前項の規定により、予算について交通会議の承認を得たときは当該予算書の写しを速やかに町長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第4条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを編成し、速やかに交通会議に諮り、その承認を得るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(予算区分)

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第6条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、大町町財務規則(平成27年3月31日規則第6号)に準ずるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第7条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第8条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができ
る。

2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさど
る。

(収入及び支出の手続き)

第9条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、大町町財務規則（平成27年3月
31日規則第6号）に準ずるものとする。

2 交通会議の出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、その他必要な簿冊

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算に関する資料を作成
し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、要綱第12条に規定する監査委員の監査を受
け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速や
かに町長に送付しなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別
に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表第2(第5条関係)

款	項	目
1 総務費	1 総務費	1 会議費
		2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

別添参考資料 5

○大町町地域公共交通会議事務局規程

(令和3年3月31日規程第13号)

(趣旨)

第1条 この規程は、大町町地域公共交通会議設置要綱第10条第4項の規定に基づき、大町町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、大町町企画政策課長をもって充てる。

3 事務局員は、大町町企画政策課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、大町町文書規程(昭和42年3月22日規程第5号)に準ずるものとする。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、寸法、書体、使用区分及び管守者は、別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、大町町公印規程(昭和36年3月28日訓令甲第2号)に準ずるものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

種類	名称	寸法 (ミリメートル)	書体	使用区分	管守者
職 印	大町町地域公共交通会議会 長之印	21	れい 書	会長名をもって発する 文書	事務局 長

別添資料 1

令和 3 年度大町町地域公共交通会議
事業計画(案)及び収支予算 (案) について

令和 3 年度大町町地域公共交通会議事業計画(案)

(単位:千円)

事業名	予算額	概要
大町町地域公共交通 計画策定事業	4,257	令和 3 年 4 月 1 日からコミュニ ティバス(まちバス)の実証運行を開 始し、更なる利便性の高い公共交 通の運行が求められている。 このような背景のもと、より総合 的で、中長期的な地域公共交通の 整備を進めていくために、地域公共 交通計画を策定する。

令和3年度大町町地域公共交通会議収支予算(案)

収入予算 4,257 千円
 支出予算 4,257 千円

(収入)

(単位:千円)

科目	予算額	摘要
(款)負担金 (項)負担金 (目)負担金	2,981	町負担金 大町町地域公共交通会議負担金
(款)補助金 (項)補助金 (目)補助金	1,276	国庫補助金 地域公共交通確保維持改善事業費 補助金
収入計	4,257	

(支出)

(単位:千円)

科目	予算額	摘要
(款)事業費 (項)事業費 (目)事業費	4,257	委託料 大町町地域公共交通 計画策定委託料
支出計	4,257	

別添資料 2

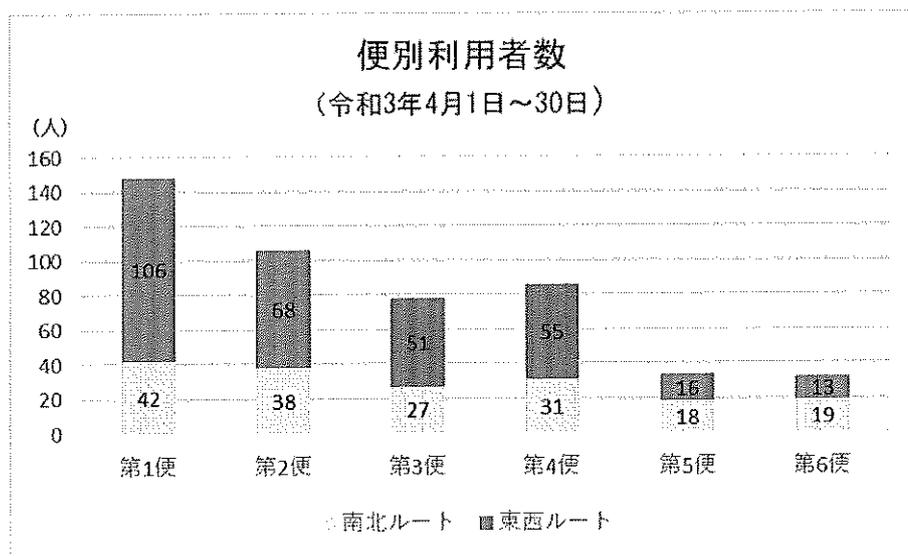
コミュニティバス（まちバス）実証運行利用状況報告 （令和3年4月1日～30日）

■便別利用者数

（単位：人）

	第1便 9時台	第2便 11時台	第3便 12時台	第4便 13時台	第5便 14時台	第6便 16時台	合計
南北ルート	42	38	27	31	18	19	175
東西ルート	106	68	51	55	16	13	309
合計	148	106	78	86	34	32	484

	第1便 9時台		第2便 11時台		第3便 12時台		第4便 13時台		第5便 14時台		第6便 16時台		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
南北ルート	42	24%	38	22%	27	15%	31	18%	18	10%	19	11%	175	100%
東西ルート	106	34%	68	22%	51	17%	55	18%	16	5%	13	4%	309	100%
合計	148	—	106	—	78	—	86	—	34	—	32	—	484	—

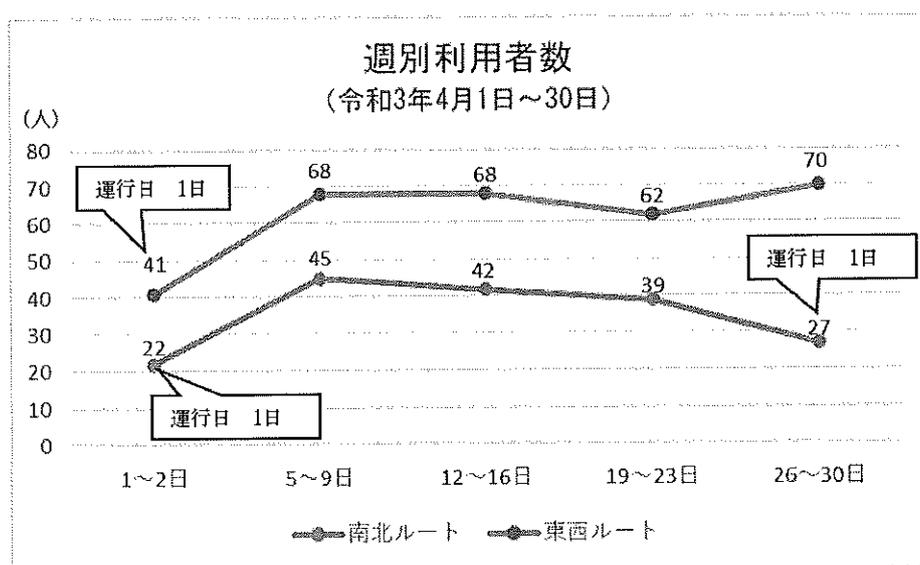


南北ルート・東西ルートの両ルートともに、利用者は第1便が最も多く、次いで第2便となっており、午前中の利用者数が多くなっている。

■週別利用者数

(単位：人)

	1～2日	5～9日	12～16日	19～23日	26～30日	合計
南北ルート	22	45	42	39	27	175
東西ルート	41	68	68	62	70	309
合計	63	113	110	101	97	484



5～9日、12～16日、19～23日の利用者数を見てみると、両ルートともにほぼ横ばいとなっている。26～30日の南北ルートの利用者数が減少しているが、これは4月29日の運休日(祝日)が南北ルートの運行日にあたり、他の週に比べ運行回数が少なかったことが要因と考えられる。

■追走が発生した日および利用者数

南北ルート

日付	便	利用者数
追走なし	—	— 人

東西ルート

日付	便	利用者数
4/2 (金)	第4便	2 人
4/9 (金)	第1便	1 人
4/16 (金)	第1便	4 人
	第2便	3 人
4/23 (金)	第1便	1 人
合計		11 人

追走は東西ルートで4/2, 4/9, 4/16, 4/23の4日(5回)発生している。追走が発生した曜日はすべて金曜日で、第1便に多く発生している。南北ルートでは追走は発生していない。

■1日、1便あたりの利用者数(平均)

	利用者数	運行日数	運行便数		1日あたりの利用者数(平均)	1便あたりの利用者数(平均)
			通常運行便数	追加便数		
南北ルート	175 人	8 日	48 便	—	21.9 人	3.6 人
東西ルート	309 人	13 日	78 便	5 便	23.8 人	3.7 人

ルート別に1日当たりの利用者数(平均)を見てみると、南北ルート21.9人、東西ルート23.8人であり、東西ルートの方が多い。1便当たりの利用者数(平均)は南北ルート3.6人、東西ルート3.7人である。

■バス停別利用者数（乗降者数）

（単位：人）

No.	バス停	乗	降	合計	備考
1	トライアル	201	207	408	町内最大の商業施設
2	新町公民分館	43	42	85	坂本内科最寄りバス停
3	大町町役場	32	32	64	
4	中島区公民分館	25	21	46	
5	高砂町公民分館	17	23	40	ひじり乃湯最寄りバス停
6	開田団地	16	20	36	
7	大町町公民館	15	19	34	
8	花宮町・大谷口	21	12	33	
9	川崎整形外科	17	15	32	病院の送迎あり
10	旭町	13	11	24	
11	下湯	13	10	23	
12	神山	9	7	16	
13	順天堂病院	8	6	14	病院の送迎あり
14	土井家住宅前	6	8	14	
15	大町駅	5	6	11	交通結節点
16	ひじり学園西	3	8	11	
17	本町公民分館	6	5	11	
18	広場マーケット	3	7	10	
19	県営杉谷	7	1	8	
20	大町町老人福祉センター	5	3	8	
21	やすらぎパーク	5	2	7	
22	本町神社裏	3	4	7	
23	不動寺	3	3	6	
24	大町町商工会	2	4	6	
25	宮浦町	3	2	5	
26	畑ヶ田公民分館	2	2	4	
27	下大町公民分館	0	2	2	
28	小通公民分館	1	1	2	
29	港町公民分館	0	1	1	
	合計	484	484	968	

バス停別に利用者数を見てみると、トライアルが408人で最も多く、次に多いのは新町公民分館で85人であった。設置したバス停はすべて利用されており、利用されていないバス停はない。

別添資料 3

大町町地域公共交通計画 策定方針（案）

1. 計画策定の背景と目的

大町町は、町民からのコミュニティバス運行要望の高まりに応じて、令和3年4月1日からコミュニティバス（まちバス）の実証運行を開始した。

一方、国においては、移動手段を持たない高齢者の増加、路線バス運転手の不足等に対応するため、令和2年6月に地域公共交通活性化再生法等の一部を改正し、同2年11月27日に施行した。この中では地域の多様な輸送資源を総動員することなどが示されている。本町でもコミュニティバスが運行を開始し、更なる利便性の高い公共交通の運行が求められている。

このような背景のもと、より総合的で、中長期的な地域公共交通の整備を進めていくために、大町町地域公共交通計画を策定するものである。

2. 計画策定作業方針

実施項目	実施内容
1. 現状把握および課題の整理	①既存資料調査（地域・公共交通の現況特性を取りまとめる） ②乗降調査（コミュニティバスの利用状況について、2日程度、全便、乗り込み・ヒアリング調査を行う） ③地域の送迎バス等の運行状況調査（調査票調査後、聞き取り調査を行う） ④意見交換会（区長、民生委員等地域の代表と地域公共交通の改善に関する意見交換会を行う） ⑤課題の整理（①～④の調査結果に基づき、問題点、課題を整理する）
2. 計画（案）の作成	「地域公共交通活性化再生法等の一部を改正する法律」に基づき、持続可能な地域公共交通のあり方、実現方法に関する、計画の目標、施策・事業、計画の検証方法等を検討し、大町町地域公共交通計画（マスタープラン）の案を作成する。
3. パブリックコメント	大町町地域公共交通計画（案）のパブリックコメントを行い、意見に対する回答（案）を作成する。
4. 計画（案）の修正	パブリックコメントの意見、大町町地域公共交通会議の意見に基づき修正を加え、大町町地域公共交通計画の最終案を作成する。

（裏面あり）

5. 計画書等作成	確定した大町町地域公共交通計画を計画書および概要版の形に取りまとめる。
6. 協議会開催	計画に向けた調査内容や調査結果を受けて今後の交通体系のあり方について議論するために、大町町地域公共交通会議を4回程度開催する。

3. 計画の概要（素案）

- ・ 計画の位置づけ : 第5次大町町総合計画の部門計画
- ・ 計画の区域 : 大町町全域
- ・ 計画の期間 : 令和4年度～8年度（5年間）
- ・ 計画策定主体 : 大町町地域公共交通会議
- ・ 計画の構成 : 目次構成案は以下の通り

第1章 計画の概要

第2章 地域の概要

第3章 地域旅客運送サービスの現状と課題

第4章 計画の基本定な方針

- ・ 将来像と基本的方向
- ・ 計画の目標

第5章 施策・事業と実施主体

- ・ 事業1 コミュニティバス運行システムの改善
- ・ 事業2 多様な移動手段による地域交通の拡充
- ・ 事業3 快適な待合空間の確保
- ・ 事業4 利用促進策の展開
- ・ 事業5 連絡協議会の定期的・継続的活動
- ・ 事業6 中長期的課題の継続的検討

第6章 計画の進行管理

- ・ 計画期間と事業実施スケジュール
- ・ 計画実施体制
- ・ 計画の達成状況と評価

令和3年度 大町町地域公共交通計画策定スケジュール(案)

令和3年5月19日

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域公共交通計画作成	計画案作成			—									
	現状把握および課題の把握			—									
				—	—								
					—	—							
						—	—						
							—						
								—					
									—				
										—			
											—		
会議・協議	地域公共交通会議		◎				◎			◎			◎
	国、県との協議						●			●		●	

第1回交通会議(5月):コミバス乗証運行利用状況報告、地域公共交通計画策定方針審議

第2回交通会議(8月):コミバス運行計画変更案審議、地域公共交通計画計画の基本方針審議

第3回交通会議(12月):地域公共交通計画(案)審議

第4回交通会議(3月):地域公共交通計画パブリックコメント結果・最終案報告、次年度事業方針審議